第3回議会運営委員会会議記録

平成29年11月30日

【開催日】 平成29年11月30日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時~午前11時55分

【出席委員】

委	員	長	大	井	淳-	一朗	副	委	員	長	杉	本	保	曍
委		員	奥		良	秀	委			員	河	野	朋	子
委		員	髙	松	秀	樹								

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議 長 小 野 泰 畐	副議長矢田松夫
-------------	---------

【事務局出席者】

事務局長	中	村		聡	事務局次長	清	水	保
主查兼庶務調查係長	島	津	克	則	議事係長	中	村	潤之介
議事係書記	原	JII	寛	子				

【付議事項】

- 1 平成29年第4回(12月)定例会に関する事項について
 - (1) 広報特別委員会及び広聴特別委員会の設置について
 - (2) 山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 会期案について
 - (4) 議事日程案について
 - (5) 人事案件について
 - (6) 陳情・要望書等の取扱いについて
- 2 山口東京理科大学に関する特別委員会の設置について
- 3 その他
 - (1) 申入書について

午前1	0 時	開会
111 T	O H/J	加五

大井淳一朗委員長 皆さんおはようございます。ただいまより、第3回議会運 営委員会を開会いたします。お手元にある付議事項に従って進めてまい りますので、委員会運営に御協力のほど、よろしくお願いいたします。 まず初めに付議事項、平成29年(第4回)12月定例会に関する事項 についてということで、(1)で広報特別委員会及び広聴特別委員会の設 置についてと書かれてあります。これまで議会基本条例の制定を受けて 設置をされた広報広聴特別委員会なのですが、議会だよりの編集と議会 報告会の準備等を主な業務として進めてまいりました。1回目、平成2 5年の改正を経て、一つの広報広聴特別委員会に部会制を敷いて広報部 会と広聴部会というふうに分けて作られました。これは当時8人だった と思うのですが、当初の広報広聴特別委員会の業務が過重ということで、 広報部門と広聴部門に分けてそれぞれで業務分担していくということを やってきました。ところが、部会で決まったことが他の部会の部会員の ほうから異論が出たりなど、なかなか統一的な意思形成が図れないこと が多々ありまして、部会制も少し限界が出てきたというところも当時見 えてきました。それを受けて2年後に広報広聴特別委員会を一つの特別 委員会にして、9人のメンバーでやってまいりましたが、やはりその業 務が過重になり、委員と委員でない人との差が大きくなってきたという ことがありました。当初から、全議員がこういった広報広聴活動に関与 すべきではないかという意見があったこともあり、この改選を受けて広 報広聴特別委員会をどうしようかということで皆様に意見をお伺いして きたところです。そして、このたび広報特別委員会、広聴特別委員会と いう二つの特別委員会を立ち上げて、それぞれの分野について責任と権 限を持ってやっていただきたいという思いがありまして、この二つの特 別委員会の設置という形でいきたいと考えています。それを受けての設 置ということです。当然、この案も万能ではありません。何かしらメリ ット・デメリットが必ずありますので、その辺は皆さん一致協力して解 消していきたいと考えております。それでは、これも含めて平成29年 (第4回) 12月定例会に関する事項についての説明を求めます。

- 中村議会事務局議事係長 それでは1番の(1)の説明に入らせていただきます。今、委員長から経緯の報告がありましたように、それに基づいて委員会の設置に係る議案の案を別紙1と2、お付けしている資料の後ろから3ページ目と2ページ目にありますようにお示ししています。別紙1が広報特別委員会の議案、別紙2が広聴特別委員会の議案になっております。こちらについては、今のところ全議員一致の議案として、申し合わせの27によりまして、副議長が提出者、議運の委員全員が賛成者となり、12月5日本会議初日に提出し委員会付託を省略して即決していただくという形で考えております。その後、本会議休憩、それから特別委員会の開催、正副委員長を互選するという流れになろうかと思います。以上です。
- 大井淳一朗委員長 では(1)だけということで、まず議論したいと思います。 別紙1及び別紙2にあるように特別委員会を設置するということです。 これについて、皆さんのほうで確認したいことがありましたら挙手をお 願いしたいと思います。
- 奥良秀委員 先ほど、前回の議運の中でお話があったとおり、今回委員会を二 つ作るということで、これはあくまで今年度末までというか、その中で 在り方はこの中で考えていかれるのですよね。だから、前回、発言させ てもらいましたけれど、実際問題、今広報であったり広聴であったりと いうのが市民の皆様によく見られていない。だから、そういったことも、 物を作るのもいいですけど、それをやっぱり自分たちで見直していい方 向にしていかなくてはいけないので、そういった見直しもやっていくような委員会を進めていっていただきたいと思います。そこは要望しておきます。
- 大井淳一朗委員長 議会運営委員会としては、この設置というところをやって、 今後、設置されます二つの特別委員会の中で、広報委員会、広聴委員会

それぞれ課題があろうかと思います。在り方についても議論がされるかと思います。その両委員会でしっかりと議論していただいて、2年の任期がありますので、それを目途にいい方向に持っていくようにと、議運としては望んでおります。以上です。そのほかございますか。それでは、この特別委員会の設置については議運決定としたいと思います。今後の流れですが、会派に属していない無所属議員への説明をしていきたいと思います。全議員の一致が得られれば、議員提出議案ということになるのですが、中にはもしかしたら賛同を得られない場合があり得ます。その場合は、委員会提出議案として私が提出者、皆さんが賛成者ということで対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは(2)です。山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてだけですかね、取りあえず。

清水議会事務局次長 この説明に入るに先立ちまして、この議会運営委員会か らの提出議案となった場合については、委員長提案ということになりま すので、議運の委員長のみの名前が挙がるというところで御理解をいた だきたいと思います。それでは、次の(2)議員政治倫理条例の一部改 正について御説明いたします。これにつきましては、まず初めに事務局 の不手際によるものであるというところですので、まずもっておわびを 申し上げます。その内容について、今から御説明を申し上げます。別紙 3を御覧ください。別紙3は山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部 を改正するもので、内容については裏面の新旧対照表を御覧になってい ただけたらと思います。第1条中議会基本条例の条項を引用しています けれども、その第28条第2項を第27条第2項に改めるものです。改 正理由ですが、議員政治倫理条例は議会基本条例において議員の政治倫 理の基本を規定し、その規範については別に条例で定めるとされたこと により、議会基本条例と同時に制定した条例であります。本年9月議会 において、議会基本条例の検証の結果、議会基本条例第23条に規定す る意見箱の設置を廃止することとしたため、同条を削除するとともに、 それ以降の条を1条ずつ繰り上げる改正を行ったところです。それによ

りまして、政治倫理条例の制定の根拠となる議会基本条例第28条第2項が第27条第2項に条ずれをしておりました。この改正を、そのときに事務局が見落としていたということで、そこを改正するため、このたびお願いするものです。前段にも申し上げましたが、このようなことになったことにつきましては、全て事務局の不手際ですので、この場を借りておわびを申し上げます。つきましては、この議案を議会運営委員会提出議案として、12月議会において御議決いただくよう提案するものです。以上です。

大井淳一朗委員長 今、次長のほうから報告がありましたけれども、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、そのようにしていきたいと思います。それでは(3)会期案について。

中村議会事務局議事係長 それでは(3)会期案について御説明いたします。

会期の案については、12月5日火曜日から22日金曜日までの18日 間といたしたいと思います。議案については、お渡ししている資料1の ところにございますが、議案24件、同意1件、報告1件が提出される ということになっております。4の議事日程案も引き続き一緒に説明さ せていただきます。議事日程案については資料2になります。ページで 言うと4ページからになります。こちらについては、12月5日本会議 初日が10時に始まりまして、会期の決定、諸般の報告、こちらは議会 事務局からの事務報告です。それから同意1件を上程、説明、質疑、討 論及び採決、それから報告1件を報告及び質疑となっております。ここ で、ちょっと報告1件のことなのですが、議案にある報告のとおり、地 方独立行政法人法の第28条第5項に規定により報告となっております が、こちらについては、第三者機関である評価委員会のほうから市への 通知を経て、それがあった場合に市長への報告があるという形になって おります。その市長からの報告という形になっておりますが、これを私 のほうが今までの報告案件と同様に「及び質疑」と挙げてしまったので すが、そもそもこれが質疑に値する内容、質疑ができるのかということ、

市長が報告するという形になっておりますので、そこを12月5日の初 日までに方向性をきちんと出してから、もう一度御提示しようと思いま すので、これについては少し預からせていただけたらと思っています。 申し訳ございません。議案24件については、一括上程、説明、質疑及 び委員会付託。それと先ほどの委員会提出議案である政治倫理条例です が、この1件を上程、説明、質疑、討論及び採決。引き続きまして議員 提出議案2件、先ほどの別紙1、2ですが、一括上程、説明、質疑、討 論及び採決という流れになります。先ほどの(1)の説明にもありまし たが、この両特別委員会の設置については、本会議初日に提出した後、 委員会付託を省略して即決いたしますが、その際、議長のほうから9人、 11人の指名をそれぞれ行い、本会議を暫時休憩して正副委員長の互選 を行っていただきます。その後、本会議を再開した後、議長から選任報 告があり、この日の議事が終了という形になろうかと思います。それか ら、6日水曜日から8日金曜日までは委員会の開催日としておりますが、 6日の水曜日が総務文教、7日の木曜日が民生福祉、8日の金曜日が産 業建設の3常任委員会と、それぞれ一般会計予算決算常任委員会分科会、 さらに総合計画審査特別委員会の分科会も入ってくるようなこともあろ うかということで想定をしております。開議の時刻ですが、今まで通常 10時だったんですが、3委員会確認をしまして9時となっております ので御注意をお願いいたします。それから11日の月曜日ですが委員会 の予備日としておりまして、12日火曜日が総合計画審査特別委員会全 体会で、分科会長報告をこの日でと考えております。すいません。ここ の開議時刻が抜けておりました。通常でいくと、ここは10時となろう かと思います。申し訳ありません。それと13日の水曜日から15日金 曜日、そして週が明けて18日の月曜日までの4日間、一般質問となっ ております。今回、一般質問をされる議員の方は13名となっておりま す。19日には、また委員会となっておりますが、こちらについては一 般会計予算決算常任委員会の全体会と総合計画審査特別委員会の全体会 を想定しております。こちらも10時で作っております。それから、2 0日の水曜日、21日の木曜日の議事整理日を挟みまして、本会議最終

日を22日金曜日としておりまして、この日には付託案件に対する委員 長報告、質疑、討論及び採決、そして閉会中の調査事項ということで日 程を組んでおります。以上です。

- 大井淳一朗委員長 今、報告のあった限りで、皆さんのほうで確認したいこととか、疑問に思ったことなどありますでしょうか。
- 髙松秀樹委員 初日の1番最後の議員提出議案2件、特別委員会設置のところは、本会議場ではどういう運びになるんでしたかね。
- 中村議会事務局議事係長 ちょっと早足だったので申し訳ございません。もう 一度説明いたします。議長のほうから広報の委員会の9人、広聴の11 人の指名を行っていただいた後、本会議を休憩してそれぞれの特別委員 会の正副委員長の互選を行っていただくという形になります。休憩を解いて再開後、議長のほうから選任の報告を行っていただくという流れに なると思います。
- 髙松秀樹委員 これ、もう9人、11人の大方の指名というのは、ある程度進んでいるんですか。
- 清水議会事務局次長 本日の決定を受けまして、今、各常任委員会からという ことですので、その常任委員長を中心に人選していただきまして、当日 開催されると思われます全員協議会の中で確認をしていただいて、本会 議に臨んでいただくという流れになろうと思っています。
- 髙松秀樹委員 それは了解しました。議事日程のことでいいですかね。一般質問が9時半からで時間が入っているんですが、これは以前10時からやった気がするんですが、何で9時半からに。
- 清水議会事務局次長 前期の議運の中でも協議をいただきまして、10時から

始まると、2人目が時間によって午前と午後に分かれてしまうこともありましたので、午前中に2人は終わっていただきたいということがありましたので、申し合わせを変更し一般質問の場合は9時半から行って、70分行って10分休憩して70分でお二人が午前中を終わっていただくと。3人目は必ず午後1時から始めていただいて、4人目の間に10分休憩してという形で、前期の途中から9時半からということになりました。

- 大井淳一朗委員長 その一般質問が話に出ましたので。今回13人ということでございます。3日間でやると4人、4人、5人とか5人、4人、4人とかになってしまうので結構きついなと思いますので、4日間であればあり得るのは4人、3人、3人、3人、あるいは4人、4人、3人、2人なんですが、どっちがいいですかというのもあれなんですが。どうされますか。
- 髙松秀樹委員 これ、原則は4人ですよね。5人目はあり得んですよね、通常なら。申し合わせでは、何人で明記してあるんですかね。
- 清水議会事務局次長 申し合わせ81ということで、一般質問の人数は原則と して1日4人とするというのは残っています。
- 大井淳一朗委員長 髙松委員が言われるように、原則として1日4人ということですので、5人というのはあったこともあるんですが、あまりしないほうがいいだろうということですので、4日間ということで。どうしましょう。
- 河野朋子委員 原則っていうのはもちろん分かるんですけど、人数13人って 中途半端と言ったら申し訳ないけど、振り分けがなかなか、3人となる と午後に1人ということにもなりますし、できたら3日間でできるほう がいいのではないかという感じもしますので、原則はあくまで原則です

けども。別にそこまでこだわる必要はないのかなと思ったときに、13 人だったら5人、4人、4人とかそういった形でも悪くはないというか、 むしろすっきりするかなと思うんですけど。

- 中村議会事務局長 原則4人ですけど、私が局長になってから5人でやった経験が2、3回あったと思いますが、時間的なことを申しますと、2人が午前中で終わりまして、3人目が1時から2時10分、それから10分休憩を取りまして、2時20分から3時30分、4人であればそこで終わると。5人であればまた10分休憩を取りまして3時40分から4時50分ということで、5時前には終わるという日程は取れる状況にはなっております。ということで5人でやった前例はございます。
- 大井淳一朗委員長 河野委員から3日間という提案もあったんですが、正直、 総合計画の審議も、まだ分科会の様子が見えず、急に入ってくる可能性 もあるので、空けておいたほうがいいかなという考え方もあるんですよ ね。ですので、3日間というのも一つの考え方だと思いますが。
- 髙松秀樹委員 そうですね。基本は4日というのは守るべきと思いますよ。その都合によって5人でもええって、なら6人でもええかって話になるんですよ。でも、委員長が言われるように日程上、総合計画がどっかに入ってくる可能性もあるということで、一般質問の日程を圧迫するような事案が予想されるんであれば、しょうがないかなとは思っていますが。
- 大井淳一朗委員長 ほかの委員の方はどうですかね。髙松委員が言われるように、申し合わせに原則として4人とあるので、あくまでこれがベースなんだけれども、今回のような特殊な事情もありますので、13人ということですし、このたびは3日間で行きたいと思います。したがいまして、人数も決めておかないといけない。

河野朋子委員 3日でやるんだったら、やっぱり初日5人のほうが精神的にも

というか、ちょっとエネルギーがあるので。5人、4人、4人で問題ないと思いますが。

- 大井淳一朗委員長 5人、4人、4人で行きたいと思います。それでは(5) 人事案件について。
- 中村議会事務局議事係長 (5)人事案件についてです。これまでこの人事案件については、現在の申し合わせ62にありますが、人事案件は委員会付託を省略し、原則として本会議初日に上程し、提案理由の説明後休憩し、全協で質疑を行い、再開後採決すると。その後、ただし書きもありますが、という取扱いになっておりましたが、今後の取扱いについての御協議をしていただけたらということです。人事案件については、同意1件が今回、固定資産評価員の案件が出ております。以上です。
- 大井淳一朗委員長 このたび、固定資産評価員に関する議案が出ております。 この人事案件の取扱いについてでございます。申し合わせ事項62によ りますと、これまでは暫時休憩して全員協議会でやっておりました。当 時は全員協議会は公開の場ではなかったんですけれども、今期からの全 員協議会は公開となっているので、公開の場でやるのであれば、今後、 全員協議会の位置付けが変わってきた状況の中で、同じように申し合わ せ事項62にように暫時休憩して、執行部に出ていってもらって、全員 協議会を開いて、同じ本会議の場でやるのかというところです。一つの 考え方とすれば、原則として本会議で行って、例えば個人情報とかそう いった特別な事情があると判断した場合には、非公開で全員協議会で行 うことができるといった取扱いなどが考えられると思います。これにつ きましては、全員協議会を公開としても、この人事案件については別に 考えたほうがいいんではないかという意見があったのも事実ですが、一 方で、人事案件で出される人たちは、質疑が及ぶということを覚悟して 出てこられているのだから、公開の場でしてもいいんではないかという 意見もあります。これについての取扱いについて協議していただきたく、

付議事項に上げさせていただいている次第であります。これについては皆さんどのように対処していきたいと思いますか。これまでどおりだと、先ほど言いましたように、本会議で上程して暫時休憩して、執行部に帰ってもらって、人事課長とか何人かは出てきますけど、その人たちとのやり取りを全員協議会で行う。ただ、その全員協議会は公開のネット中継の中でやるということで、本会議と変わらない状況であります。それを終わってまたということになりますが、皆さんでお考えについて聞きたいと思いますが。結構難しい案件なんですよね。これまでも白井前市長のときからも、この人事案件は本会議で行ってほしいという要請はたびたびありました。ただ、議会運営委員会とすれば、これまでの人事案件の質疑、場合によっては個人情報に及ぶ場合もあるので、そうした場合に余り公開になじまないんではないかということでしたが、このときは全員協議会は任意、非公開の機関でしたので、全員協議会は今回変わりましたので、そういった状況の中でどうするかということです。

髙松秀樹委員 人事案件は、委員長も分かっているとおり公開の場の質疑にふさわしくないというのは当たり前の話で、だから申し合わせ事項62では、恐らくかつての全員協議会という書き方をしてあると思うんですけど、今全員協議会を公開というのはネットで流れていて、つまり実質上本会議場でやるのと全く変わらないということになると思います。以前、人事案件の質疑を本会議場で行ったことがあるんです、十何年前に。そのときに、個人の批判、中傷があったんです。それが電波に乗っていくというのが、当時いかがなものかなと思って、そういうことを考えれば、今回は芳司部長で市の職員なんですけど、今後、一般の方が入ってくる可能性があって、ここで前例を作るわけにはいかないので、同じように非公開の場、つまり議員連絡会議でやるしかないのかなという気がします。

中村議会事務局長 議員連絡会議も、基本的には非公開ではございません。非 公開にする場合は、非公開にするという宣言でもってやることで、議員 連絡会議と全員協議会の違いというのは、積極的に市民にお知らせする 案件なのか、議会内部のいわゆる連絡事項なのか、そこのところがこの 二つの会の線引きだと思っています。

- 髙松秀樹委員 全協はきちんと位置付けられた会議になっているんではないの。 議員連絡会議というのはあくまでも非公式な会議ということと捉えてい たんですけど。この議員連絡会議も、要は法律上の位置付けを出してい らっしゃるんですか、事務局は。
- 中村議会事務局長 今は非公式です。要綱も何も作っていませんので。ただ、 議運等でそういった方針でよろしいかというような同意を頂ければ、要 綱等に基づく会議にしたいと思っています。
- 髙松秀樹委員 つまり全協は非公式にするには秘密会の取扱いが必要だと。議 員連絡会議は非公式にするにはそこまで必要ないということでよろしい んですよね。そうであれば、議員連絡会議の中で行ったほうがいいのか なという気はしていますけど。
- 杉本保喜副委員長 原点に返って、人事案件については髙松委員が言われるように一つの線を引いておく必要があるかなと思います。それは、人事案件を取り上げて、質疑・応答の中にこの公の中だけで終わるとは限らないと思うんです。そういうことを考えたときに、やはり結果をお知らせするという形で、もっと質疑をしやすい形を取るということを考えたときには、やはり人事については今までどおりの扱いでやるほうがいいのかなと思うんですけど。
- 河野朋子委員 今までどおりっていうのが、全員協議会でっていう申し合わせ の中で、全員協議会自体が公開と切り替わったわけで、だから今までど おりではいけないわけですよね。全員協議会を公開しないといけないの で。それで髙松委員は、人事案件というのはそうやって公の場で行うの

はふさわしくないから、議員連絡会議とまたさらに一個、市民から見て 分かりにくいんですけど、本会議があって全員協議会があって連絡会議 があってと、だんだんイメージとしたら見せたくないものをどんどんそ ういうところに場所を作っていっているなと思われるのかなという感覚 ですけど、申し合わせとしたら全員協議会で行うとなっていることに対 しては、今まで公の場で行うことがふわさしくないからということでな っているんですけど、そうなった場合に、全員協議会をそのときだけ非 公開にすることができるという余地を持たせるという、それぐらいしか 方法がないのかなと。連絡会議がありますというと何かちょっとその辺 りが、仕組みとしてどうなのかなと少し疑問があるし、かといって全員 協議会は公開となってしまっているんで、その中で質疑をすることに対 しても、そもそも人事案件に対しては疑問もある中で、それを避けるた めには非公開にすることもできるという。原則論では一応公開ですけど というところで、そういう余地を持たせるぐらいしかないのかなと。す ごく悩ましいんですけど、やっぱり何もかも本会議の中で、人事案件含 めて公の場で質疑、個人的なことをすることに対して議員皆さん、ここ は一致していると思っていたんですけど、そうでもないんですかね。公 の場でしたほうがいいというような考えもあるんでしょうか。新しい議 員で改めて確認していないので。

- 大井淳一朗委員長 前の議運では人事案件について公開はちょっと違うよねという話でした。全員協議会は法的な位置付けをすべきだという方も、この人事案件については少し特別に考えたほうがいい、非公開の手続を取るべきではないかということを言われておりました。これはあくまでも当時の白井市長は全てオープンにしようよという申入れを受けての議運の中での話合いでしたので。
- 清水議会事務局次長 手続の問題ですが、議会運営委員会を正式な会議にした ときに、運営に関する規程というものを議会の中で作っております。そ れで、基本的には全員協議会は公開とすると。ただし、議決により非公

開とすることができるというような中身になっておりますので、全協の中で議決を得られれば非公開ということが可能だと思います。

- 髙松秀樹委員 今、次長の言う議決により非公開にすることができるって、秘密会の話でしょ。つまり、人事案件ですから秘密会にしますっていうのはおかしいのかなと思うし、人事案件は本会議場で質疑ができないわけではないでしょ。できるのを今まで全協で、あまり厳しい質疑をせんようにっていうことで全協の中でやると。それでも質疑がある方は本会議場の人事案件のところで質疑をするんです。ふさわしくないのをもちろん分かってされるんです。だから、これ非公開かって言われると、公開なんです、基本的に本会議場で。ですよね。だから、そこを議会が秘密に人事案件を決めたって話にはならないと思っています。だから最初の話に戻って、過去の全員協議会、今の議員連絡会議。それは改選前に全協が公開ということになって、更に議員連絡会議。それは改選前に全協が公開ということになって、更に議員連絡会議を作られるから結局こういう状況が生じる。これは最初から分かっていた話で、そこでやるしかない。又は、河野委員が言われるように全協を秘密会の議決をして、市民の皆さんに人事案件は秘密会ですと。こんな形でやるしかないのかなと思っていますけど。
- 清水議会事務局次長 議員連絡会議につきましては、全協を決めたときに議員 連絡会議を別に決めて作ったわけではありません。新たな期になったときに議員で集まって、世話人会の報告であるとか議員の中で何か報告をしなければならないというものがありましたので、仮称で取りあえず議員だけの連絡をする場はこういうものがあっていいのではないですかということで作らせていただいたところです。ですから、全協の位置付けと議員連絡会議の位置付けというのは今の皆さん方で決めていただきたいと考えておりますので、議員連絡会議の規程とか、こういうことをします、ああいうことをしますというところまでは何ら決まっていないというのが現状です。

- 中村議会事務局長 全員協議会を公開にするかどうかというところは、前期に かなり議論していただきました。最終的に公開になったというのが、う ちの議会アドバイザーであります江藤教授に8月5日に研修をしていた だいたときに、「全員協議会を公開にしないというのは今の時代ありえな いよ」と。ただ、人事案件等があるのですがその辺りで公開になかなか 踏み切れないというようなところがあるという質問に対しては、「そうい った人事案件の質疑に対して、その部分について非公開とするというの は十分あり得ることでしょう」と。「ただ、全員協議会全体を非公開でや るというのは今の時代あり得ないと思います」というようなこともあっ て、一気に公開のほうへ向かったと感じております。それから、資料は 付けておりませんが県内の状況ですが、うちのような申し合わせを持っ ているところは県内13市、ほかではございません。ほかの12市は本 会議でやっておられるという状況でございます。これは議会規則という のは、その年その年でいろんな運用の仕方がありますから、右へ倣えと いうわけではございませんけれども、県内はそういった状況だというこ とです。
- 髙松秀樹委員 僕は、広く公開されるべきではないという意見なんですが、局長が言われるように全協で行って、いわゆる秘密会の議決をするときに、本会議場の運営がどうなるのかなと。例えば、傍聴の皆さんがいらっしゃいます。次は人事案件です。皆さん出ていってくださいという運営って、果たして現実的なのかなと。
- 中村議会事務局長 おっしゃるとおり、議場で行っているものを非公開で行う というのは、現実的には難しいと思いますので、そういった決議がされ た場合は第2委員会室なりで行うという運用になろうかなと考えており ます。
- 髙松秀樹委員 ということは、名前が変わっただけで、全く。それを全協とい う名前でされるにしても議員連絡会議でされるにしても、部屋を変えて

傍聴も入れない、ネット配信もないということは、結論は一緒ですよ。 ですから、議会の運営上ふさわしいほうで人事案件を取り扱えればいい と思います。

- 大井淳一朗委員長 連絡会議で行うということであれば、申し合わせ事項の全員協議会が議員連絡会議に変わる。全員協議会で人事案件については非公開の手続を取るのであれば、この申し合わせ事項は維持できるという違いはあろうかと思います。非公開にした場合には、局長が言われたように第2委員会室でということは十分に考えられるかと思います。ただ、議員連絡会議につきましては仮称ということで、世話人会では決まってはいるんですが、まだ要綱が定まっていないということで、まだ根拠がはっきりと定まっていない状況であるということからすれば、全員協議会での対応がいいのかなというのが、個人的な考えであります。
- 髙松秀樹委員 そうですね。委員長も河野委員も分かりやすくということであれば全協。その代わり、いわゆる非公開、秘密会になるんでしょ。どうなるんですか。秘密会になるんですか。
- 清水議会事務局次長 言葉のニュアンスがありますが、一応非公開ということ にしております。秘密会というところまでしておりません。
- 髙松秀樹委員 全協って公式の場になったんでしょう。そのときに、単に議長 が非公開ですっていうことで非公開にはできないんではないんかなと思 っただけです。
- 清水議会事務局次長 議決により非公開というところで規定しております。あくまでも質疑は本会議場で行うべきものでありますので、質疑そのものは本会議場であります。その事前のお問い合わせというか質疑というんですかね、そういうのを事前に全協でやっておこうということだと思いますので、それを今、議決があれば非公開でという取扱いは今の規程で

あれば可能かなと。場所についても原則として議場としておりますので、 場合によれば別の会場でということも考えられるということです。

中村議会事務局長 それから、先ほど髙松委員のほうから、本会議でやって以 前質疑の中で誹謗、中傷等があったと。それでまずかったというお話が ありましたけれど、基本的には本会議場でそういったことがあってはな らないという規定になっております。地方自治法におきまして、普通地 方公共団体の議会の会議においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又 は他人の私生活にわたる言論をしてはならない、という大原則がありま すから、その辺りも考慮されというかお含みおきの上、決定をしていた だきたいと。それから、今回、この全協の取扱いなんですが、ずっと慣 例でやってきたところを新たに変えておりますので、これからの全員協 議会のやり方については、いろいろ今から協議、決定していかないとい けないことがあろうかと思います。全員協議会全体をどうしますという こと、申し合わせ事項を一気に変えるというのはちょっと不可能だと思 っています。想定のできない事案等もございますので。ですから、当面、 出た案件ごとにその都度議運で協議、決定していただいて、それを申し 合わせ事項にするなり今回のケースはこういうふうにしましょうという ふうにその都度協議して決定するのか、その辺りも含めて一つ一つ詰め ていく必要があると思いますので、今回は申し合わせ事項を変えるとい うことよりも、今回の人事案件の審議の方法について協議していただき たいなと思っています。全体の人事案件をどうするかというところまで 決定していただければそれが1番かと思いますが、その辺りよろしくお 願いしたいと思います。

大井淳一朗委員長 今、皆さんの意見を聞く限りでは、今回人事案件というのは公開にはなじまないんじゃないかということは一致しております。取扱いについては、この申し合わせ事項を維持して議員連絡会議と変えるんではなくて、維持した上で非公開の手続を採る。そして、その非公開での全員協議会は第2委員会室でするという取り運びである程度まとま

っていると思うんですが、皆さんのほうで異論とかあれば。

髙松秀樹委員 非公開にするっていうのは、議長がうんぬんかんぬんで非公開 としたいと、賛成の方はという話になるんですか。それで賛成多数であ れば非公開という言葉になるんですか。

清水議会事務局次長 現在の規定上、そのとおりです。

髙松秀樹委員 非公開と秘密会ってどう違うんですか。

大井淳一朗委員長 どうですか。特別多数決かなと思うんですけど。

髙松秀樹委員 地方自治法上に非公開って規定があるの。

- 清水議会事務局次長 秘密会というのはあくまでも本会議、あるいは委員会の 規定の中にはございますが、全員協議会まで縛るものではございません ので、全員協議会をどういう形にするかというのは、議会の内部での決 定でありますので、秘密会という法的に決められたものを全員協議会の ほうに持ってくるということはできていないと思っています。
- 髙松秀樹委員 全協を公の場としましたよね、改選前に。全協のレベルが通常 の委員会のレベルまで上がったと思っていたんですが、今のお話だった ら、全協はまだ委員会より下なんですよとしか聞こえなくて、全て委員 会の規定に準ずるというふうに理解しておったんですが、それは違うと いうことになるんですかね。
- 清水議会事務局次長 全員協議会については先ほども言いましたとおり、運営等に関する規程というところで決めております。会議の場所であるとか、議長が主宰者になるであるとかを決めておりますし、公開については全員協議会は公開とする。ただし、議決により非公開とするということに

しております。それから、傍聴などについては、傍聴規則の例によるというところで、準じてやっているというところでありますので、全てを準じているというわけでもございませんが、きっちり決めておかなければいけないことについては、規程の中で決めているということです。

大井淳一朗委員長 ある程度、イメージというか取扱いについては一致はして いるんだけれども、具体的なやり方についてはまだちょっと精査しない といけないので、少し休憩をします。ある程度まとまったら再開という ことで。

午前10時54分 休憩

午前11時25分 再開

大井淳一朗委員長 それでは、議会運営委員会を再開いたします。この人事案件に取扱いについてこれまで議論をしてきました。人事案件については、公開になじまないのではないかということで、それを受けて申し合わせ事項が作られ、全員協議会というこれまでは非正規の機関で実質的な質疑はなされておりました。ただ、本会議場では質疑という場面があって、これまで少ないですけど質疑もありました。そういうのが現状です。これを今後どう扱うかということについて、全員協議会の位置付けが変わったことに伴い、全員協議会が公開になったことを受けて、こちらの人事案件だけどうなのかということもあるかと思います。それに加えて、他市の状況を休憩中にも調べてもらったりしたんですけど、他市においても本会議場で行っているという状況もあります。いま一度、人事案件の取扱いについて、皆さんと協議をしていきたいと思っております。皆さんの御意見等があれば求めたいと思います。

河野朋子委員 これ、いろいろ悩ましいことで、そもそも人事案件についての 質疑とかそういった内容、過去にいろいろあった中で、公開とか非公開 ということにあまりにもとらわれすぎてしまったということを思い返したときに、そもそも全協を公開する、きちんとした議会の中での会議を明らかにしていったり透明性を高めていくということから考えると、やはり非公開ということにとらわれすぎているのかなと考えたりしたときに、原則に立ち返るということから考えると、そもそも人事案件も本会議場で質疑などをこれまではしてきましたが、形式的なものとしてやってきて、全員協議会という市民に見えないところで質疑などをしたということを考えたら、それも含めて公開といった方向に持っていくべきなのかなと。個別の人事案件の過去の質疑とかいうところにとらわれすぎて、それを市民の前でするのはどうなのかなとこだわりすぎて、議会のあるべき姿とかそういったところをもう一回議論しなくてはいけないのかなと思いましたので、その辺り改めて皆さんと議論しなくてはいけないのかなと思います。

髙松秀樹委員 これは討論もあるんですか、人事案件って。あるんですよね。

今、公開になじむとかなじまないとかされているんですが、これは議案なんで、質疑、討論、採決という通常のプロセスを踏む。つまり、公開されているというのが事実だと思います。そこには、恐らく議員の発言を抑制するものは何もないはずです。しかしながら、執行部提案の議案なので、執行部からの事実上の説明がある場合がきっとあると。そのときに、そういう説明は聞く必要はあるのかなと思っています。これはきちんと位置付ける必要はないと思っています。それは先ほど述べましたように、議案としてきちんと質疑、討論、採決のプロセスを踏む、いわゆる公開されているということですから、議運としてはそのプロセスを踏む運用をすべきだと。そこに、ただしという今さっきの話が続くと理解したいなと思っています。

奥良秀委員 今、ずっと公開か非公開かという話の中で、私が議員になる前に 全員協議会が公開になりますよということになっている中で、今回だけ 秘密会であったり非公開であったりというのを作るのはどうなのかなと。 人事案件なんで市民の皆さんもほかの案件よりは多少なりとも興味はあろうかと思いますが、皆さんが見られているところできちんと公開で行って、市民の皆さまの代表が議員なんで、やっぱりその議員がちゃんと審査をしているよというところも公開で見られれば納得していただけると思いますので、私は公開で賛成させていただきます。

- 杉本保喜副委員長 私は、髙松委員の意見に賛成なんですけど、基本は公開という中で、これから先もいろんなパターンがあると思うんです。執行部側も言いにくい部分もあるでしょうけれども、基本は公開という形になるのかなと考えております。
- 大井淳一朗委員長 今、議運の各委員の皆さんの意見を聞きました。この案件ってすごく難しいもので、全てオール・オア・ナッシングではないところもあるんですけれども、この取扱いについては今皆さんが言われたように、これまでの議案と同じような流れに沿って対応していきたい。つまり、公開の本会議場の場で同じような議案の中で質疑、討論、採決という形の中でいきたいと思っております。当然、議案ですのでそれに対する執行部側の十分な説明等は必要ですので、改めて求めていきたいと思っております。そのような形で議運決定としたいと思います。

髙松秀樹委員 申し合わせ事項62は削除ということですよね。

- 大井淳一朗委員長 確認をしたいと思います。いかがでしょうか。事務局、申 し合わせ事項62は削除ということで。
- 清水議会事務局次長 今の議運の決定によりまして、削除させていただきたい と思います。
- 大井淳一朗委員長 ではそのように対応していきたいと思います。それでは (6)、陳情・要望書等の取扱いについて説明を求めたいと思います。

中村議会事務局議事係長 6番、陳情・要望の取扱いです。資料3です。ページ数が非常に多いのですが、6ページからになります。5件出ております。この委員会の取扱いを決めていただけたらと思います。

大井淳一朗委員長 (6)陳情・要望書等の取扱いについてです。これまで、 陳情・要望書等の取扱いに際しては、各常任委員会に割振りをしてまい りました。ただ、全ての陳情書について割り振ってきたかというとそう ではなくて、内容によっては割り振らない、そのまま議会預かりという ことになっております。これまでも繰り返し出てきた案件もありますの で、それまでの取扱いに準じて一つの案を示したいと思いますので皆さ んの御確認していただきたいと思います。最初は「地球で生き続ける為 の地球社会建設希望決議を、今、して頂きたい陳情書」ですけれども、 これにつきましては常任委員会に付託しないという扱いをしていきたい と思います。「平成30年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上に ついてのお願い」につきましては、総務文教委員会にしたいと思います。 「住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書」につきましては、産 業建設常任委員会にしたいと思います。「地域建設産業の再生に関する要 請書」ですが、これもタイトルからいくと産業建設常任委員会にしたい と思います。「平成30年度税制改正に関する提言」につきましては、総 務文教委員会にしたいと考えております。以上のような取扱いでいきた いと思いますがよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、そ のようにしたいと思います。続きまして2番の山口東京理科大学に関す る特別委員会の設置についてです。これにつきましては、改選前、最初 は公立化調査特別委員会。それから、いっとき経て薬学部設置促進並び に利活用調査に関する特別委員会をやってまいりました。そこで、最終 報告がなされて、まだ理科大に関しては案件が残された状態で改選を迎 えて、新たな議会が誕生しております。ただ、改選を経て、この特別委 員会はない状態です。各議員から山口東京理科大学に関する特別委員会 を設置してはという意見を頂戴している関係上、議長からの諮問も受け

て、この特別委員会の設置について皆さんと協議していきたいと思います。ただ、この山口東京理科大学だけを取り上げてやっていくのか、要は特別委員会の設置目的ということについても詰めていかないと、特別委員会設置ありきではいけないところもありますので、そうした設置目的、あるいは守備範囲、そういったことも含めて今回は議論していきたいと思っています。この特別委員会がもし設置されるのであれば、初日ではなくて別の日に上程という方向になろうかと思いますので、それを踏まえて今日は山口東京理科大学に関する特別委員会の設置についての皆さんのお考えを聞きたいと思います。

中村議会事務局長 審議いただきます前に、審議に影響があるかどうか分かりませんが、多少関連があると思いますので。先日、総務部長より山口東京理科大学のことについての報告がございましたので、最初に報告させていただきたいと思います。内容は、山口東京理科大学に関するというか、本会議場にこれまで白井市長の時代は一般質問等に山口東京理科大学に関する質問等があった場合に、答弁者として学長が出て答弁をしておりましたが、この藤田市政におきましては、本会議場に大学の関係者が出席して答弁するということはやめたいという申入れがございました。これは私見ではございますが、大学が独立法人であるということ、また大学自治の関係もございますが、そういった状況を見ましてもそれが本来あるべき姿なのかなと思っておるところです。そういった総務部長からの報告があったということを御理解の上、協議いただければと思っております。

大井淳一朗委員長 今局長から話がありました答弁者について、これまでは学長が立たれることもありました。理科大に関する質問については学長が答える場面もありました。今回、総務部長から公立大学法人ということもあって、答弁者として学長は立たない。ただ、市長部局にあります大学推進室が大学に関することについては答弁しますので、これまでどお

り一般質問においては山口東京理科大学に関する質問はしていいただき たいんですが、ただ、大学の自治ということもありますので、こちらの ほうも配慮しながら質問していただければということで、それを受けて 大学推進室が答えるという形になろうかと思います。そういうことで、 大学と議会との距離というのがだんだん出てきているんですよね。一方、 大学の自治があるので、大学の運営とかについては議会が直接介入がで きない。あくまでもそういったことについては評価委員会とかがありま すので、そちらでやっていただくということがある一方で、この山口東 京理科大学の薬学部校舎の建設については市費から出ていますので、か なり重要な案件であることには変わりないので、議会とすればそうした 対応、山口東京理科大学に何も関与できないというのはどうかなという ところもありまして、特別委員会の設置についての案が示されていると いうことでございます。それを踏まえて、皆さんのほうで協議していた だきたいと思います。まずは、この山口東京理科大学に関する特別委員 会、何らかの特別委員会の設置についてのお考えをお聞きしたいと思い ます。

髙松秀樹委員 早急に設置すべきだと思っています。その理由はいろいろあるんですが、改選前の特別委員会、何ていう名前だったですかね。何とか利活用がどうのこうのって。特別委員会は改選に伴ってなくなったと思っています。通常、それ以外に特別委員会がなくなる理由は、目的を達成したときということなんですが、実は目的も達成できていない。まとめの文書にもそのような記述があったと思っています。つまり、まだ建物もできていない。今後どのように活用していくかの方向性も定まっていないので、議会側としては引き続き、名称は別にしてもこの特別委員会を設置して努力すべきだと思っています。

河野朋子委員 これまでは、臨時会でしたかね、理科大に関する議案、補正予算ですよね。あれが上がってきたときに、総務で担当したときに、ちょっとなかなかこれまでの経緯とかそういった意味で少し面食らったとい

うことは言いましたけれど、今回もまた総務のほうに大学の議案が上が ってきておりまして、その辺り少し委員会としてもきついなと思ってい たんですけど、これ考えたら予算関係が今から出てきたときに、一般会 計予算決算常任委員会の中で総務の分科会がそれを審査するようになり ますよね。例えば、この理科大の特別委員会を作ったときに、この委員 会に議案を分担するとなった時に、また不自然さが出てきて、その辺り まで考えていなかったんですけど、一般会計予算決算常任委員会の中に 3分科会以外にまた分科会が入ってくるというイレギュラーな形になる ので、それを考えると理科大にこういった予算関係とかいろんなものが 分担されることに無理があるのかなと思ったら、今回総務のほうにいろ んな議案が出てきたり、一般会計の補正についても出てきたりすること に対して、もうしょうがないというかそれが自然な流れなのかと思った ときには、そういうふうには理解しました。そうやって考えたら、理科 大の特別委員会のそもそもの役割がどうなのかと考えて立ち返ると、き ちんと明確にしないとこの特別委員会をただ作ればいいっていうもので はないので、自分の中でこれまで考えてきたところと変わってきたとい うのが正直なところです。設置についてどうなのか、急ぐものなのか、 その辺りが申し訳ないですけど考えが変わったので。以上です。

奥良秀委員 このたびの特別委員会、開かれたほうがいいと思いますし、今回 議運の中で産業建設からは私だけなのですが、産業建設の中でも今から も引き続き調査をしていきたいという意見が出ております。また、産業 建設の中で作るのありきで、では誰が委員にいきましょうかという話ま で詰めてあります。やっぱり髙松委員がおっしゃったとおり、建物も建 っている途中であって、なおかつ今河野委員が言われたとおり今回の議 案の中にも入ってきている状況で、やっぱり議員としても絡んでいって 適正かどうかというのを見ていかないとと思います。確かに、今言われ て、どっちが主導権を取るのか、中身の部分が難しい部分があるのかと は思いましたが、前回の改選前の結果が出ていないのも事実なんで、こ れは開くべきだと思います。

- 杉本保喜副委員長 特別委員会の設置は必要だというふうに思います。それは、 来年薬学部が開校された後は、正に大学運営のほうにげたを預けるよう な格好になります。ただしかし、我々としてはこの大学のヤングパワー を我々のまちづくりの中にどのように協力をしていってもらうか、逆に 彼らが就業するときにここに残ってもらおうかという気持ちを持っても らうために、市民がどのように関わっていけばいいかということは非常 に大事なことだと思います。そういうことを考えたときに、やはり我々 議会のほうも総務のほうにその辺を全てげたを預けるんではなくて、そ れぞれの常任委員会の見識を持った人たちが集まって、新たな特別委員 会というものが必要だと考えております。
- 大井淳一朗委員長 これまでの特別委員会というのは二つの側面があって、薬 学部設置に関する議案を取り扱ってきました。その一方で、この大学を どう生かしていくかということを議論するための特別委員会だったので すが、皆さん御承知のように臨時会ごとに各議案が出てくるなど、議案 の審査に追われていました。利活用のほうがはっきり言ってできていな かった状況で、本当の最後の最後のほうでこういうことをしたらいいね ぐらいで終わったのが現状です。ですので、時計の針を進めていかない といけないというところがあります。今皆さんが言われたようにやり残 したところを感じますので、この特別委員会というのは設置していかな くてはいけないというのは、うちの会派でも出ています。ただ、河野委 員が言われるように、設置するのであればそういった目的もしっかりし ていかなければいけない。何のための特別委員会なのか、特に議案審査 については大学推進室を所管に持っておられる総務がする方向になった ことからして、議案審査の受け皿ではないので、この特別委員会の果た す役割というのはすごく大きいのかなと思っております。そういった大 きな使命がないと特別委員会を設置する必要はないんじゃないかという のはごもっともな意見ですので、皆さんの中でこの特別委員会を設置す るとしても、その設置目的をしっかりと定めていかなければいけないか

なと思っております。設置目的の精査等については、今日皆さんの意見 を聞いたということで、できれば早急にという髙松委員のお話もありま したので、12月議会の設置に向けて議論を進めていきたいと思います。 その際には設置目的等についても皆さんと協議しながらちゃんとしたも のを定めていきたいと考えております。今日のところは以上としたいん ですがよろしいでしょうか。それでは、3番目のその他についてです。 申入書が出ております。資料4です。こちらの申入書でございますが、 会派のこと、あるいは議会図書室の活用方法、それから一般質問の改善、 議員定数や議員報酬に関する附属機関の設置についてです。これらにつ いては、例えば4番についてはあり方特別委員会でも懸案事項として出 されている課題でもありますし、一般質問の改善は、当然私たちはやっ ていかなきゃいけないということもあります。議会図書室の活用も議会 基本条例に定めてありますので、ここに書かれてある意見を参考にして 進めていかなくてはいけないと思います。会派の要件については、また 日を改めて議論することがあれば議論していきたいと思っています。こ ちらの申入書については皆さんでお目を通して、必要に応じて議運のス テージに乗せていきたいと思います。よろしくお願いいたします。それ ではその他のその他ということで、皆さんのほうで何か。

- 杉本保喜副委員長 先ほど定例会の中の一般質問を3日間でやるというふうに 決まりましたよね。そうすると、18日が空白になるんですけど、それ は19日の議題を繰り上げるということですか。それともそこは予備に するんですか。その辺りいかがですか。
- 清水議会事務局次長 今までもありましたけども、一般質問を行わない日があった場合は休会日ということにしておりましたので、繰り上げないという方向のほうがよろしいかと思っております。
- 大井淳一朗委員長 場合によっては総合計画関係が入ってくる可能性もありますので、その辺、要は空けておいてください。何があるか分かりません

ので、うちの議会は。そういうことをお含みの上で、休会日ということ で取扱いをしたいと思います。よろしいですね、ほか。それでは議会運 営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前11時55分 散会

平成29年(2017年)11月30日

議会運営委員長 大 井 淳一朗